

公的研究費の管理・監査の責任体制について

東京聖栄大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（実施基準）（平成26年2月18日改正）」に基づき、運営・管理に関わる者の責任と権限について次のとおり公表します。

○ 最高管理責任者

職 名 学長

責任と権限 東京聖栄大学の不正防止対策の基本方針を策定するとともにそれらを実施するために必要な措置を講じる公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

○ 統括管理責任者

職 名 事務局長

権限と責任 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、東京聖栄大学全体を統括する実施的な責任と権限を持つ。

○ コンプライアンス推進責任者

職 名 学部長

権限と責任 東京聖栄大学の公的研究費の不正防止対策を実施し、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理・監督する。

○ 相談窓口 法人事務局総務課長・財務課長

○ 通報窓口 法人事務局総務課長

不正防止体制 体制図

